

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき実施する、特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ。）について、新潟県医師国民健康保険組合ほか別記1の委託元保険者一覧表に示す国保組合（以下「甲」という。）と公益財団法人新潟県健康づくり財団（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（総 則）

第1条 甲は、特定健康診査及び特定保健指導を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 この契約は、市町村国保が実施する特定健康診査及び特定保健指導の受託健診機関等以外で特定健康診査及び特定保健指導を実施する場合について規定するものとする。

（委託業務）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、厚生労働省「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）」及び新潟県が定めた「特定健康診査ガイドライン」に基づき、別記2健診等内容表のとおりとする。

2 業務は、乙に委任状を提出した別記3の健診機関等（以下「実施機関」という。郡市医師会会員の医療機関等においては、郡市医師会に特定健康診査もしくは特定保健指導実施の届出があった医療機関等とする。）で行うものとする。

3 特定健康診査において、実施機関は、終了後速やかに、法第23条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、実施基準第3条に基づき、特定健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

4 特定健康診査及び特定保健指導の実施結果については、実施機関が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、甲の委託を受けて決済を代行する新潟県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）へ送付するものとする。

（対象者）

第3条 特定健康診査は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する特定健康診査受診券を提示した者を対象とし、当該実施機関において有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

2 特定保健指導は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する特定保健指導利用券又は特定健診当日に初回面接を行う場合のセット券（以下「特定保健指導利用券等」という。）を提示した者を対象とし、当該実施機関において特定保健指導開始日及び有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。



(契約期間)

第4条 この契約の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。ただし、当該期間満了日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも異議の申し出が無い場合は、さらに1年間更新されるものとし、その後の更新も同様とする。

2 特定保健指導については、実施機関が、前項の有効期間内に実施した特定健康診査の結果に基づく指導を行う対象者に限り、当該指導の終了（実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む。）する日までを有効期間とする。

(委託料)

第5条 特定健康診査及び特定保健指導の委託料は、別表「特定健康診査及び特定保健指導料金表」に定めた金額とする。

(消費税法等の改正に伴う委託料の取扱い)

第6条 この契約において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正により消費税法第29条に規定する税率又は地方税法第72条の83に規定する税率（以下「消費税率」という。）が変更された場合、消費税率変更後に実施した特定健康診査及び特定保健指導に係る委託料は変更後の消費税率を適用して計算する。

2 前項における具体的な取扱いは、厚生労働省が発出している「消費税率変更に伴う特定健康診査及び特定保健指導の費用に係る留意事項について」（平成30年12月25日付け事務連絡）に準拠するものとする。

(委託料の請求)

第7条 実施機関は、特定健康診査については終了後に、特定保健指導については行動計画を策定する初回時面接終了後及び計画の実績評価（計画策定日から3ヶ月以上経過後に行う評価）終了後に、それぞれ遅滞なくその結果を取りまとめ、第5条の委託料のうち特定健康診査受診券もしくは特定保健指導利用券等の券面に示された受診者あるいは利用者の自己負担分を差し引いた金額（以下「請求額」という。）を、甲の委託を受けて決済を代行する新潟県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に請求するものとする。

2 実施機関が特定健康診査あるいは特定保健指導の実施委託に関する集合的な契約を締結している他の契約とりまとめ機関（全国労働衛生団体連合会等）にも所属し、かつ甲の一部又は全部がその（他の契約とりまとめ機関との）集合的な契約にも参加している場合に、他の契約に参加している受診者あるいは利用者がその契約に参加している実施機関にて特定健康診査あるいは特定保健指導を受診もしくは利用する時の委託料の請求は次のように定める。実施内容（特定健康診査の場合は健診項目、特定保健指導の動機づけ支援の場合は実施形態、特定保健指導の積極的支援の場合は実施形態のほか継続的支援における介入回数や介入形態等）が他の契約と本契約との間で一致する場合は、本契約が他の契約と比して単価が最も低い場合に限り、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。また、他の契約の実施内容が本契約の内容と一致しない場合は、実施機関が受診者あるいは利用者に各契約の実施内容等の相違点を説明の上、受診者あるいは利用者が本契約の実施内容等を選択した場合に限り、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。

- 3 第1項における結果の取りまとめ及び連合会への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（連合会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくはCD-R）を実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌営業日を期限とする。
- 4 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、連合会の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに連合会に到達したものとみなすものとする。
- 5 特定保健指導においては、第3項に定める電子データの送付に加え、特定保健指導の支援計画及び実施報告書等、指導過程における各種記録類やワークシート類等（本項において「指導過程における各種記録類等」という。）についても、甲の一部または全部が実施機関に求めた場合は、これを提出するものとする。この場合において、実施機関は甲のうち請求した者へ電子データ又は紙により直接送付するものとする。

（委託料の支払い）

第8条 甲は、実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、相当と認めるときは、前条に定める請求に関わる電子データを受領した月の翌月末日（電子情報処理組織の使用による場合であって、連合会が受領した日が6日から月末までのものは翌々月の末日。）を基本として、甲と連合会との間で定める日に、実施機関に連合会を通じて請求額を支払うものとする。

- 2 甲及び連合会の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、連合会を通じて請求者（実施機関）に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者又は他の保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との代行機関を通じた調整、又は、当該実施機関からの代行機関を通じた戻入による調整を行うことができる。
- 3 請求者（実施機関）は前項の返戻を受けた場合において、再度前条第1項の方法により請求を行うことができる。

（決済に失敗した場合の取扱い）

第9条 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券もしくは特定保健指導利用券等の両方を確認せずに実施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

- 2 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券もしくは特定保健指導利用券等の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとしか判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を連合会を通じて実施機関に支払うものとする。
- 3 実施機関において、特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券等に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

4 特定保健指導の積極的支援における期間中に、利用者が資格を喪失した場合は、利用者が属していた保険者が実施機関に資格喪失を連絡することにより利用停止とする。この時、実施機関は利用停止までの結果に関するデータを連合会へ送付し、甲は利用停止までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を連合会を通じて実施機関に支払うこととする。

5 特定保健指導の積極的支援を実施中に、利用者が参加しなくなった（脱落が確定した）場合は、甲は、その時点までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を連合会を通じて実施機関に支払うこととする。

#### （再委託の禁止）

第 10 条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

#### （譲渡の禁止）

第 11 条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

#### （事故及び損害の責任）

第 12 条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。

3 前 2 項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

#### （個人情報の保護）

第 13 条 実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査あるいは特定保健指導の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び新潟県個人情報保護条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

2 前項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

#### （業務等の調査等）

第 14 条 甲は、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第15条 甲又は乙は、甲又は乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第16条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を遂行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力でないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。
- (4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
  - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を棄損する行為

(協 議)

第17条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲、乙及び実施機関が誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年4月1日

委託者（甲）

新潟県医師国民健康保険組合ほか2組合

代表保険者

新潟県新潟市中央区医学町通2-13

新潟県医師国民健康保険組合

理事長 吉 沢 浩 志



受託者（乙）

新潟県新潟市中央区医学町通2-13

公益財団法人新潟県健康づくり財団

代表理事理事長 渡部 透



## 別記1

## 委託元保険者一覧表

保険者番号	委託元保険者名	所在地	委託範囲※		
			特定健康診査	特定保健指導	健診当日初回面接
153015	新潟県医師国民健康保険組合	新潟市中央区医学町通2-13	○	○	○
153031	新潟県薬剤師国民健康保険組合	新潟市中央区女池1-3-16	○	○	○
153049	新潟県建築国民健康保険組合	新潟市中央区川岸町3-17-2	○	○	○

※ 特定健康診査・特定保健指導の欄については、委託する場合に「○」を記入。なお、特定健康診査と特定保健指導の両方を委託する場合においても、両者の一括実施を委託するものではなく、特定健康診査終了後に保険者の判断にて保健指導対象者を選定し、対象者となった者にのみ実施することとする。

区 分		内 容	
特 定 健 康 診 査 ※ 5	基本的な 健診項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)※1	
		自覚症状及び他覚症状の検査	
		身体計測	身長
			体重
			腹 囲
			BMI
		血 圧	収縮期血圧
			拡張期血圧
		血中脂質検査	中性脂肪
			HDLコレステロール
			LDLコレステロール※2
		肝機能検査	GOT
			GPT
	γ-GTP		
	血糖検査	空腹時または随時血糖	
		ヘモグロビンA1c	
	尿 検 査※3	糖	
		蛋白	
	詳細な健診項目 (医師の判断に よる追加項目) ※4	心電図検査	
		眼底検査	
貧血検査		赤血球数	
		血色素量	
		ヘマトクリット値	
血清クレアチニン検査及びeGFR			
追加健診項目	血中脂質検査	総コレステロール	
	尿 検 査	潜血	

特定 保健 指導	動機付け支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初回面接は、1人20分以上の個別支援（情報通信技術を活用した遠隔面接は30分以上）、又は1グループおおむね80分以上のグループ支援（1グループはおおむね8名以下）を行う。</li> <li>・3ヶ月経過後の評価は、個人面接あるいは通信手段（電話、メール、FAX等）のいずれかの方法で行う。</li> </ul>		
	積極的支援	初回時面接の形態		
		3ヶ月以上の継続的な支援	実施ポイント数	「動機付け支援」と同じ内容 180ポイント（支援A（積極的関与）のみで180ポイント以上、又は支援A（最低160ポイント以上）と支援B（励ましタイプ）の合計で180ポイント以上）
			主な実施形態	1 支援A、支援Bの内容については、厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」（平成30年度版）を参照すること。 2 支援Aのみで180ポイント以上又は支援Aで160ポイント以上と支援Bの合計で180ポイント以上の支援を実施すること。
行動計画の実績評価の形態		「動機付け支援」と同じ内容		

※1 制度上質問票は必須ではないが、服薬歴や喫煙歴及び既往歴は把握する必要がある。実施機関が服薬歴等の把握において質問票を使用する場合には、当該機関にて質問票を準備する。

※2 中性脂肪が400mg/dl以上である場合又は食後採血の場合、LDLコレステロールに変えて、Non-HDLコレステロール（総コレステロールからHDLコレステロールを除いたもの）で評価を行うことができる。

※3 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする（この場合甲から実施機関に委託費用は支払われない）。

※4 詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

なお、貧血検査は詳細な健診の項目に該当しない受診者に対しても実施することとする（ただし、新潟市の実施機関を除く）。

※5 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。また、当該結果通知を対面により実施する場合、受診した者と特定健康診査の実施後速やかに面談できない場合は郵送により実施するものとする。

## 別表

## 特定健康診査及び特定保健指導料金表

区 分		1人あたりの委託料単価 (消費税含む)		支払条件※2	
		集団健診	個別健診		
特定健康診査 ※1	基本的な健診項目		6,849円	8,497円	・健診実施後に一括
	詳細な健診項目 (医師の判断による追加項目)	貧血検査	184円	230円	
		心電図検査	1,215円	1,430円	
		眼底検査同時	541円	637円	
		〃 別日	3,738円	3,738円	
	追加健診項目	クレアチニン及びeGFR	51円	65円	
		クレアチニン+総コレステロール	51円	65円	
総コレステロール		0円	0円		
特定保健指導	動機付け支援 (動機付け支援相当)		8,015円		面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の8/10を支払い※3 残る2/10は実績評価終了後に支払
	積極的支援		23,100円 (180ポイント数以上実施しても同額)		・初回時の面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の4/10を支払※3 ・残る6/10(内訳としては3ヶ月以上の継続的な支援が5/10、実績評価が1/10)は実績評価終了後に支払 ・3ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の5/10に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払

※1 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。

※2 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

※3 初回面接を分割して実施する際、やむを得ず初回分割面接2回目が実施できなかった場合で、実施機関が、対象者に初回分割面接1回目を実施する前に初回分割面接2回目を受けるように説明しており、かつ以下のいずれかに該当する場合には、実施機関は「初回未完了」として、全額費用請求ができることとする。

(実施機関の責により実施できなかった場合は、費用請求はできない)

イ 初回分割面接2回目を実施する前に対象者が資格喪失した場合

ロ 初回分割面接2回目を実施するために、電話や文書送付等の方法を用いて、対象者に複数回連絡を取ろうと試みたが、連絡が取れなかった場合。なお、実施した連絡等の事蹟は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。

※必要に応じて、保険者(健保組合等)に連絡し、協力を求める。

ハ 初回分割面接1回目を実施後、電話等により対象者と連絡が取れたものの、対象者が初回分割面接2回目の実施を拒否した場合。なお、この場合であっても当該電話等において、行動計画を完成させる（初回分割面接2回目を終了させる）よう試みること。また、その事蹟は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。

- ・「個別健診」とは、医療機関の施設で行う形態で、一般の外来患者に対する設備を共用して健診を行うもの。（受診者が診療を目的として来院している患者に混じって特定健診を受診する形態。）
- ・「集団健診」とは、医療機関（健診センター等）、市町村保健センター、公民館等の施設や検診車で行う形態で、専用の設備を設けて（日時を指定して健診のみを実施する場合を含む）健診を行うもの。（個別健診に該当しないもの）

## 別記3

## 実施機関一覧表

健診・保健指導 機関番号	実施機関名	郵便番号	所在地	電話番号	国保組合		眼底 可否	健診当日 初回面接	
					特定 健康診査 実施形態	特定 保健指導			
									集団 健診
1510611039	田中 医 院	957-0055	新発田市諏訪町3-4-6	0254-22-3917		○		△	
1510611088	富田産科婦人科クリニック	957-0055	新発田市諏訪町1-2-15	0254-22-1155		○		△	
1510611385	齋藤 医 院	957-0016	新発田市豊町2-2-23	0254-24-1336		○		△	
1510611401	佐々木 医 院	957-0053	新発田市中央町5-3-18	0254-22-4555		○		△	
1510611575	馬場 医 院	957-0053	新発田市中央町3-12-12	0254-22-2964		○		△	
1510611823	花野内科 医 院	957-0204	新発田市稻荷岡2252	0254-41-2138		○		△	
1510611849	本間 医 院	959-2421	新発田市上今泉甲87-1	0254-22-2873		○		△	
1510612102	東谷 医 院	957-0052	新発田市大手町5-2-7	0254-24-5555		○		△	
1510612151	西新発田クリニック	957-0082	新発田市佐々木175	0254-27-3717		○		△	
1510612193	みゆき町内科クリニック	957-0057	新発田市御幸町4-6-2	0254-28-7901		○		△	
1510612201	新発田駅前ひらた内科クリニック	957-0055	新発田市諏訪町1-2-11 イネスしばたMINTO館2F	0254-22-1159		○		△	
1510612250	城北クリニック	957-0067	新発田市中曾根町1-3-25	0254-21-1171		○		△	
1511310359	古川 医 院	959-1257	燕市宮町1-10	0256-63-2614		○		△	
1511310391	齋藤 医 院	959-1244	燕市中央通1-1-34	0256-63-4006		○		△	
1511310631	小澤 医 院	959-1261	燕市秋葉町4-11-43	0256-61-1666		○		△	
1511311068	水澤内科 医 院	959-1258	燕市仲町6-13	0256-66-5522		○		△	
1511311134	湧井 医 院	959-0237	燕市吉田堤町3-16	0256-93-2220		○		△	
1511311159	さかいファミリークリニック	959-1274	燕市柳山777-1	0256-61-7737		○		△	
1511610493	揚石医院内科小児科循環器科	944-0011	妙高市石塚町1-14-8	0255-70-1155		○		○	
1512210228	田尻内科 医 院	952-1211	佐渡市中興1115-1	0259-63-6500		○		△	
1512210483	厚生連佐渡総合病院	952-1209	佐渡市千種161	0259-63-3121	○		○	○	×
1512310119	宮 医 院	946-0076	魚沼市井口新田439-1	025-792-0602		○		△	
1512410307	南魚沼市立中之島診療所	949-6418	南魚沼市仙石1-25	025-782-0130		○		△	

## 個人情報取扱注意事項

### 1 基本的事項

乙及び実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

### 2 秘密の保持

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### 3 収集の制限

- (1) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

### 4 利用及び提供の制限

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### 5 適正管理

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 6 再委託の禁止

乙及び実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙及び実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

### 7 資料等の返還等

乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

### 8 従事者への周知

乙及び実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

## 9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙及び実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

## 10 事故報告

乙及び実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

